

令和8年度 藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者募集要項

藍住町では、大学生等の県内における就業と本町への移住・定住を目的として、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付決定を受けた方で本町に居住している方に対し、大学等在学中に借り入れた奨学金の返還金の一部を助成します。

1 対象者の要件

次の各号のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 大学等を卒業後、町内に住所を有している者
 - (2) 大学等在学中に無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与を受けていた者
 - (3) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を修業年限以内に卒業した者
 - (4) 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内（3月以外の卒業者にあっては、12月以内）に県内に所在する事業所において就業している方で、就業期間が36月以上のもの（公務員を除く。）
 - (5) 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度若しくは給付要件とする公的給付制度を利用していない者又は当該公的貸付制度を利用した者であってその貸付期間が無利子奨学金若しくは有利子奨学金の貸与期間と重複していない者
 - (6) 奨学金の返還が免除されていない者
 - (7) 奨学金の返還を滞納していない者
 - (8) 町税等を滞納していない者
 - (9) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付決定を受けている者
※大学等を卒業後から助成金の交付を受ける年度末までの間、引き続いて町内に住所を有している必要があります（転勤の場合を除く。）。
- ※既卒者で県の助成候補者の認定を受けていた方は、大学等を卒業後町内に住所を有していないため対象になりません。

2 申請期限

令和8年12月28日（月） （消印有効）

3 申請方法

次の書類を申請期間内に持参又は郵送により提出してください。

- (1) 藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請書（様式第1号）
- (2) 在職証明書（様式第2号）
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合は「奨学金返還証明書」）
- (4) 令和8年度「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付決定通知の写し
- (5) 町税等の納税状況調査同意書（別記様式）
- (6) 藍住町奨学金返還支援事業に係る個人情報提供同意書（様式第3号）

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

※必要に応じて、追加で関係書類の提出を求める場合があります。

※郵送の場合は、封筒に「申請書在中」と記載して送付してください。

4 助成金の額

- (1) 日本学生支援機構無利子奨学金又は当該奨学金の貸与基準に準じた無利子奨学金の場合
大学等在学時の上記奨学金借受総額に4分の1を乗じて得た額と上限額とを比較してい
ずれか少ない方の額

学校種別	上限額
大学（短期大学除く）、大学院、高等専門学校	50万円
短期大学	25万円
専門学校（専修学校専門課程）	40万円

- (2) 日本学生支援機構有利子奨学金又は（1）以外に対象と認める奨学金の場合
大学等在学時の上記奨学金借受総額に6分の1を乗じて得た額と上限額とを比較してい
ずれか少ない方の額

学校種別	上限額
大学（短期大学除く）、大学院、高等専門学校	35万円
短期大学	15万円
専門学校（専修学校専門課程）	25万円

※大学等とは、大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校及び専門学校（専修学校専門課程）をいいます。

※高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に借り入れた奨学金が対象です。

※入学時特別増額貸与奨学金は対象外です。

※（1）、（2）両方の奨学金の貸与を受けた場合は、（1）により算定した額とし、その額が35万円（短期大学については15万円、専門学校（専修学校専門課程）については25万円）に満たない場合は、合算して35万円（短期大学については15万円、専門学校（専修学校専門課程）については25万円）を上限に（2）により算定した額を加算します。

※（1）以外に対象と認める奨学金については、県補助金の対象となるものに準じます。

※端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。

5 助成期間

交付申請に基づき、助成金の5分の1を5年間交付します。

※就業状況や奨学金の返還状況により、助成金を減額することがあります。

※奨学金の返還を猶予されている期間は、助成金は交付されません。

6 助成対象者の認定

申請書類を審査し、認定結果を文書で通知します。

7 認定の取消し

助成対象者の認定を受けた場合であっても、次の事由に該当する場合は、認定を取り消します。

- (1) 対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。

- (2) 助成対象者の認定を辞退するとき。
- (3) その他町長が不適当と認めるとき。

8 変更の届出

認定申請後から助成期間終了までに、次の事由に該当することとなったときは、藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請内容変更届（様式第7号）を提出してください。

- (1) 氏名、住所又は連絡先に変更が生じたとき。
- (2) 就業先等情報に変更が生じたとき（離職、転職、勤務地の変更等）。
- (3) 奨学金の返還状況に変更が生じたとき（滞納、返還免除、返還猶予等）。
- (4) 助成対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超えるとき。
- (5) 助成対象者の認定申請を取り下げるとき、又は認定を辞退するとき。
- (6) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付決定が変更されたとき、又は取り消されたとき。
- (7) その他届出の必要があると認められるとき。

9 認定内容の変更

次の事由に該当する場合は、認定内容を変更することがあります。

- (1) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (2) 奨学金の返還を滞納したとき。
- (3) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職後、6月を超えて県内に事業所を置く企業に就業しなかったとき。
- (4) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12月を超えて県内に事業所を置く企業に就業しなかったとき。
- (5) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職期間が通算して6月を超えたとき。
- (6) 離職期間が通算で12月を超えたとき。
- (7) 町外に転出したとき（県内に事業所を置く企業の町外に所在する事業所への転勤に伴う転出の場合を除く。）。
- (8) 助成対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超えるとき。
- (9) 奨学金の返還が猶予されたとき。
- (10) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付決定が変更されたとき。
- (11) 助成対象者の認定を辞退したとき。

10 助成金交付申請

助成対象者の認定を受けた方が助成金の交付を受けるためには、毎年度交付申請が必要です。指定する期日までに次の書類を提出してください。詳細は、ホームページで案内します。

- (1) 藍住町奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第9号）
- (2) 在職証明書（様式第2号）

- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) 町税等の納税状況調査同意書（別記様式）
- (5) 藍住町奨学金返還支援事業に係る個人情報提供同意書（様式第3号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

1.1 申請先・問合せ先

藍住町企画政策課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

電話 088-637-3124

ファクシミリ 088-637-3155

電子メール kikaku@aizumi.i-tokushima.jp

<参考>申請の流れ

年次	手続等	時期（予定）
初年度	助成対象者認定申請（申請者→町）	12月28日まで
	助成対象者の認定（町→申請者）	1月頃
	助成金の交付申請（申請者→町）	2月頃
	助成金の交付決定・交付（町→申請）	3月頃
2年目以降	助成金の交付申請（申請者→町）	2月頃
	助成金の交付決定・交付（町→申請者）	3月頃

※詳細は、ホームページで案内します。